入林届 (鳥獣の捕獲等のための入林届)

(宛先)						接	受	印	
長崎森林管理署長 殿									
(宛先、提出先は	こついては	、別添の入	林届提出先一覧	表を御参照下さい。)					
鳥獣の捕獲	等を実施	するため	、下記期間に、	<u>長崎森林管理署</u> カ	で轄する	る国有を	林野へ	·入林	
します。									
申請年月日	平成	年	月 日						
入林予定の場	所 国有	国有林野名				捕獲対象鳥獣名			
(できるだけ)	詳 林班等	林班等				及び捕獲方法			
細に記載し	7				()	
下さい。	<u> 기</u>				□銃	器□	網	コわな	
入林の期間	平成	年 月	日から平成	年 月 日まで					
入林の目的	□狩	猟 □個個	本数調整 □ 有	丁害鳥獣捕獲					
	台定管理鳥獣捕獲等事業								
		「捕獲個体の放置の予定 □有 □無							
	[;	し 夜間銃猟の予定 □有 □無 □							
	口そ	の他()	
所属団体名									
又は氏名				まおり線)					
				して、車両の見やで				さい。	
なお、複数の車両で入林する: 		<u> </u>	紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。 						
. I . make the	氏名			TEL及びFAX番号					
申請者	住所	生所メールアドレス							
	狩猟者登	经録番号				T			
	氏	:名	住所	TEL及びFAX	番号	メ、	ールア	ドレス	
緊急連絡先									
(*1)									
				チェックし	て下さい) ₀			
/ = / / 5 < 1 < 1									
→ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・									
2 立入禁止区域図を入手し、理解しました。 □									
3 森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。 □									
4 事故を起	足こした場	易合は、-	一切の責めを負	います。					
5 上記を団体の構成員に伝達しました。 □ (団体届出のみ記載)									

- 1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、<u>安全のための遵守事項</u>及び<u>立入禁止区域</u> 図をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。
- 2 <u>安全のための遵守事項</u>及び<u>立入禁止区域図</u>は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手いただくことも可能です。
 - ○○森林管理局 URL http://www.rinya.maff.go.jp/○○/

なお、配布の場合の立入禁止区域図は、<u>配布する官署が管轄する部分のみ</u>となりますのでご注意下さい。

立入禁止区域図は、年度始め(○月頃)及び猟期前(○月頃)に更新します。

また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合もありますので、<u>入林する際は、</u> お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認下さい。

3 団体で届け出る場合は、<u>安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達</u> した上で申請して下さい。

また、別紙1の構成員名簿を提出して下さい。

- 4 <u>実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日にちと場所を、管轄する○○</u> 森林管理署に電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により御連絡下さい。
- (○○森林管理署 電話 0000-00-0000 FAX0000-00-0000 メールアドレス ○○@rinya.maff.go.jp)
- 5 入林される際は、安全のため、<u>この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、</u> 車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、<u>複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示</u>して下さい。
- 6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、<u>別紙2の注意喚起看板を車体</u> の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、<u>複数の車両で入林する場合は、車両ごと</u> に掲示して下さい。
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟 作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が 得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。

以上のことを十分理解いただけましたら、 $\underline{\Lambda}$ 林届のチェックボックスにチェックをして、この入林届を別添の入林届提出先に3業務日以前の勤務時間内に提出して下さい。(*2)

なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受 に投函して下さい。また、<u>郵送の場合は3業務日以前の勤務時間内に必着</u>するよう提出して下 さい。

- *1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。
- *2 「3業務日以前」とは、例えば、日曜日に入林しようとする場合、前の週の水曜日の 勤務時間内までを指します。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
3	2	1	_	入林予定日

提出期限

鳥獣の捕獲等のための入林届の注意事項3に基づき、構成員名簿を提出します。

所属団体名:

氏 名	狩猟者登録番号

氏 名	狩猟者登録番号

野生鳥獣の 捕獲等実施中 林時注意